

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（平成十六年政令第八十三号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（医療手当の額等）</p> <p>第五条 法第十六条第一項第一号の医療手当（以下「医療手当」という。）は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 その月において前条第一項第一号から第四号までに規定する医療（同項第五号に規定する医療に伴うものを除く。以下同じ。）を受けた日数が三日以上の場合 <u>三万六千三百円</u></p> <p>二 その月において前号に規定する医療を受けた日数が三日未満の場合 <u>三万四千三百円</u></p> <p>三 その月において前条第一項第五号に規定する医療を受けた日数が八日以上の場合 <u>三万六千三百円</u></p> <p>四 その月において前号に規定する医療を受けた日数が八日未満の場合 <u>三万四千三百円</u></p> <p>2 同一の月において前条第一項第一号から第四号までに規定する医療と同項第五号に規定する医療とを受けた場合にあつては、その月分の医療手当の額は、前項の規定にかかわらず、<u>三万六千三百円</u>とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>（医療手当の額等）</p> <p>第五条 法第十六条第一項第一号の医療手当（以下「医療手当」という。）は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 その月において前条第一項第一号から第四号までに規定する医療（同項第五号に規定する医療に伴うものを除く。以下同じ。）を受けた日数が三日以上の場合 <u>三万六千円</u></p> <p>二 その月において前号に規定する医療を受けた日数が三日未満の場合 <u>三万四千元</u></p> <p>三 その月において前条第一項第五号に規定する医療を受けた日数が八日以上の場合 <u>三万六千円</u></p> <p>四 その月において前号に規定する医療を受けた日数が八日未満の場合 <u>三万四千元</u></p> <p>2 同一の月において前条第一項第一号から第四号までに規定する医療と同項第五号に規定する医療とを受けた場合にあつては、その月分の医療手当の額は、前項の規定にかかわらず、<u>三万六千円</u>とする。</p> <p>3 (略)</p>

(障害年金の額)

第七条 法第十六条第一項第二号の障害年金（以下「障害年金」という。）の額は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 別表に定める一級の障害の状態にある者 二百七十五万六千四百円

二 別表に定める二級の障害の状態にある者 二百二十万五千六百円

2 (略)

(障害児養育年金の額等)

第九条 法第十六条第一項第三号の障害児養育年金（以下「障害児養育年金」という。）の額は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 別表に定める一級の障害の状態にある者を養育する者 八十六万六千六百円

二 別表に定める二級の障害の状態にある者を養育する者 六十九万円

2 (略)

(遺族年金)

第十条 (略)

2、4 (略)

5 遺族年金の額は、二百四十一万八千八百円とする。

(障害年金の額)

第七条 法第十六条第一項第二号の障害年金（以下「障害年金」という。）の額は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 別表に定める一級の障害の状態にある者 二百七十三万六千円

二 別表に定める二級の障害の状態にある者 二百十八万八千八百円

2 (略)

(障害児養育年金の額等)

第九条 法第十六条第一項第三号の障害児養育年金（以下「障害児養育年金」という。）の額は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 別表に定める一級の障害の状態にある者を養育する者 八十五万五千六百円

二 別表に定める二級の障害の状態にある者を養育する者 八万四千円

2 (略)

(遺族年金)

第十条 (略)

2、4 (略)

5 遺族年金の額は、二百三十九万二千八百円とする。

6
3
9 (略)

(遺族一時金)

第十一条 (略)

2 遺族一時金は、次の各号に掲げる場合に支給するものとし、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 医薬品の副作用により死亡した者の死亡の当時遺族年金を受けけることができる遺族（当該死亡の当時胎児である子がある場合であつて当該胎児であつた子が出生した場合における当該子を含む。以下この項において同じ。）がないとき、又は遺族年金を受けけることができる遺族が遺族年金の支給の請求をしないで死亡した場合において、他に同順位若しくは後順位の遺族年金を受けることができる遺族がないとき 七百二十三万二千四百円

二 (略)

3
3
5 (略)

6
3
9 (略)

(遺族一時金)

第十一条 (略)

2 遺族一時金は、次の各号に掲げる場合に支給するものとし、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 医薬品の副作用により死亡した者の死亡の当時遺族年金を受けけることができる遺族（当該死亡の当時胎児である子がある場合であつて当該胎児であつた子が出生した場合における当該子を含む。以下この項において同じ。）がないとき、又は遺族年金を受けけることができる遺族が遺族年金の支給の請求をしないで死亡した場合において、他に同順位若しくは後順位の遺族年金を受けることができる遺族がないとき 七百十七万八千四百円

二 (略)

3
3
5 (略)